

能力主義原理と教育制度

教育行政学研究室 梅沢 収

A Study of "The Principle of Meritocracy and Educational Institution"

Osamu UMEZAWA

This study aims to investigate the problems of the principle of Meritocracy in terms of the theory of educational institution.

Meritocracy as a principle of social constitution may seem to us the best principle on social justice. But it is not so when we understand that human beings are characteristic of plurality and individuality and that society is made up of such individuals. Therefore, from the standpoint of the theory of educational institution, we must investigate how the unity of individual development and social needs can be realized.

After all, we must study the relation between individual and society, particularly market system.

An individual in market system inclines to perceive himself as not communal being but private being. We must construct the theory of restoring individuals as communal.

From above standpoints, I'll make clear the category of Meritocracy and its problems, and then I'll investigate the theory of J. Rawls.

I. 問題の所在

1960年代以降の高度経済成長政策の重要な柱となった「人的能力開発政策」の立場は、個人の教育成果を社会的見地から効率的に利用するために教育制度を再編成しようとするものであった。この立場の理論的基礎となつたものは、人的資本論や教育投資論であった¹⁾。人間を自らに投資すべき人的な資本とみなしそうな教育を投資の対象とするこれらの理論は、社会的見地からは公教育費の効率的配分を促す一方、個人的見地からは教育制度を通過した結果、そこからより効果的な利益が私的に引き出せるようにするものであった。

一方、このような立場に対して、それは教育制度を既存の社会的分業に即応させるにすぎないこと、また教育を単なる「社会化」過程——すなわち既存の外在的な社会的価値・規範の内面化過程——としてしか把握していないと批判したのが学習権の立場であった。そして学習権の立場は、教育を個人の生存発達の権利と結びつけて「子どもの人間的成长・発達を保障し、その子どもの可能性を開花させるいとなみ²⁾」としてとらえることを主張した。しかし例えば「人的能力開発政策」の立場に立

つ清水義弘は、学習権の教育発想に対してそれは「教育租界」をつくろうとするものであり、工業化社会が「生産力の要求による人間の階層分化」を不可避免としていることを無視していると批判したのであった³⁾。

確かに学習権の理念を掲げてその価値的立場から現実の教育や教育制度を批判するだけでは、ユートピア的発想であるという意味において、清水の指摘は首肯できる。しかしながら「人的能力開発政策」の立場のように、現実の教育制度を社会的要請に即応させる視点からのみ考え、個人の発達保障の視点を欠くならば、それは人間不在の教育制度となってしまう危険性がある。

従って、今日究明すべき教育制度論の視座は、現代社会における教育制度の社会科学的分析をもとにして、個人の発達保障を可能にすると同時に社会的要請に応える教育制度論を統一的に構築することにあるといえよう⁴⁾。

このような視点からすると、かつて教育制度論を構築しようとした試みである堀尾輝久の「教育における正義原則」はどのように評価できるであろうか。これは、第一次教育制度検討委員会の報告書『日本の教育改革を求めて』でも採用された原則であった⁵⁾。「教育における正義原則」とは、社会的経済的平等の文脈のもとで、教育における公正原則として教育機会の均等をとらえるもの

である。ここで、教育における公正原則とは、「万人が、それぞれの素質と能力を十全に開花させるためにすべての人に教育の機会が用意されなければならない」というものであり、教育機会の均等とは、「国民の教育要求に社会の側が即応しない場合、そのギャップを埋めるものとして、競争=選抜原則としての機会均等原則」が「暫定的処置」としてのみ肯定される、というものであった⁵⁾。

現実の教育制度の分析をふまえてこの原則を考察するとき、それはいさか理念的にすぎはしまいか。われわれは以下のような視点から教育制度の問題を考えていかなくてはならないであろう。

1. 現代社会において、教育の成果を個人の私的成果として利用しようとする側面が存在していることは周知のことろであろう。R. Dore の指摘する教育における「利欲的達成」動機とは、まさにこの側面が今日ますます支配的になっていることに注目したものであろう⁶⁾。また、人的資本論は、この側面を前提とし促進するような教育制度を理論化したものともいえるだろう。とすればこの私的排他性ともいべき側面は、「生産と生活における共同性を排除することによって他人を排除するだけでなくおのれ自身をおのれの人間的=共同的本性から排他する」ことにもなるといえよう⁷⁾。このことは、近代市民社会が、共同体の解体のうえに「私的所有」の形態規定をうけた「個体的能力の開花」を成立せしめた側面への注意を促すものである⁸⁾。

さて、堀尾は、個人を学習権の主体・発達可能態としてのみとらえていると思われるがそれでは個人のとらえ方が抽象的すぎはしないだろうか。そのことによって現実の社会関係におかれた個人のリアルな認識にもとづく教育制度論の構築が不可能となっているのではないか。このことは、堀尾がかつて提起していた「私事性原則と私事の組織化」の問題や¹⁰⁾、持田栄一の「私事としての教育労働力商品の内実形成」の把握をどう評価するか¹¹⁾ということにもかかわってこよう。

2. 教育制度論は、個人—教育制度—社会の関係を理念的にではなく、歴史形態的側面から見ていかなくてはならない。その際に最も注目すべきものとして、市場制度があげられる。市場制度において、人間や教育成果も商品という形態規定を受けて関係する。教育制度は、現在、市場制度といかなる関係にあるのか、またそのことによって生じる問題とその克服の方向を、教育制度の独自な役割の究明の視点から探らなければならない。「教育における正義原則」も、この側面への自覺的対峙がない限り理論的有効性をもちえないといえよう。さらにこ

の側面をふまえて、教育制度が社会的分業への個人の配分機能をもつ点に着目した理論・構成が求められよう。

本論文では、以上のような視点のもとに、教育制度論が批判の対象としてきた能力主義原理について整理・検討したい。そして、それをふまえて、能力主義原理を超える原理と考えられる J. Rawls の理論を検討して、教育制度論の立場からその意義を考察してみたい。

II. 能力主義原理の概念的整理

能力主義原理をめぐる議論や解釈にはさまざまな見解があり、錯綜している。第1に用語上の問題があり、能力主義、実力主義、実績主義、効率主義などと使用される¹²⁾。これは、Meritocracy の訳としてあてられたものと一般的に解される。この Meritocracy は、M. Young が『メリットクラシーの法則（原題 The Rise of Meritocracy）』(1958)¹³⁾において初めて使った Young 自身の造語である。O.E.D. のサプリメント（増補版）において、この用語は次のように説明されている。

「競争的教育システムの中で、メリットにもとづいて選抜された人々による統治；そのように統治されている社会；教育ある人々の支配的なまたは有力な階級」¹⁴⁾

この章を展開するにあたって、能力主義原理に対する整理の視点をあらかじめ提示しておけば次のようになる。

(1) 能力主義原理は、形式合理性の原理であり、実質合理性の文脈において考える必要があること¹⁵⁾。（注15参照のこと）。

(2) 能力主義原理は、社会の階層化の問題を機能主義の観点から見た場合に正当化される。そしてこの機能主義と結びついて、社会的価値配分の原理として、能力主義が正当化されること。

(3) そして、能力主義原理は、歴史形態的側面からは、能力が市場制度において商品という形態規定をうけて、社会的分業と関係づけられていること、能力の評価が、「市場化可能な生産物を創り出す活動について行われている」ということであり、その観点からの吟味を必要とすること。特にこの観点は、個人の私的排他性の問題ともからんでも重要であろう。

A. M. Young の Meritocracy

M. Young は、その著において、能力主義原理を社会構成原理としたときの未来を悲観的に描いている。Young がその原理の帰結としてみているのは、能力のある階級とない階級とに分離し、能力ある階級は、富、権

威、地位を独占し能力のない階級の人々は、人間の尊厳や社会的尊敬が失われるという事態であった。

M. Young は、概ね次のように論じている¹⁶⁾。

1. 1870年代、イギリスにおいて文部大臣フォスターは、文官任用制度にあたり競争試験を通則とした。しかし社会の他の部分とくに教育はメリットの原則によっては運用されていなかった。前近代の封建的伝統が強いイギリスでは、富・仕事・威信といったものの相続が是認されていた。このことは生産性を停滞させた。

2. メリットの原則は、社会の能率を高め生産性をあげるための選択の原理として登場した。家族は、個人の保護者であって、国家は集団としての能率の保護者となる必要があった。国家は市民諸個人の利益がばらばらであるので、全体の利益を守る必要があった。

3. メリットクラシーは、国際競争の刺激によって拍車がかかった。戦争はメリットにとって絶好の温床であった。戦争は、発明を刺激し、人的資源の効率的利用を必至としたからである。平和時でも《外国との競争に負ける危険》を避けるために、いっさいを生産のためにささげる必要が切実となつた。かくして、そのための諸改革—教育改革、家族改革 etc.—がおこなわれた。

4. このような諸改革を実施させた〈進歩の助産婦〉は、社会主義者であった。彼らは、財産・職業および教育における相続制の害悪を攻撃したが、さらに「教育制度の進歩的・根本的改正」を推進した。「機会均等を推進しよう」という圧力は、たえまなくつけられ、その結果、初等教育の学校が改善され、中等教育は無料となり、大学奨学金の数は何倍にもふえた。……(1944年教育法成立以後一筆者注)、子どもたちは〈年齢・能力および適性〉に応じて教育を受けるようになり、能力の高い者がより多くの教育をうけることとなった。」

もちろん、社会主義の理想は、機会均等が不平等を導くものとは考えていなかった。しかし、総合制の平等主義的理想的が崩壊した後には、社会主義は、「心に刺激をあたえて、みずから訓練を希望するようにさせる点で」重要な役割を果した。

5. 諸改革が能率をあげるためになされた。先任制をメリットに代え、選抜方法の効率がたえず向上して、従来のえこひいきの正当化の口実となっていたメリットは客観的に測定できるようになった。(IQ+努力=メリットと定義)

6. こうして次のような考え方が支配的となる。

「わが国は、経済成長という唯一最高の目標にむかってまっしぐらにすすんでいるので人はどれくらい生産をふやせるかという唯一のテスト、つまり直接・間接に目

的達成にみちびくような知識、にもとづいて判断される。……直接・間接に生産を高める能力が、いわゆる〈知能〉である。つまりこの鉄則によって社会がそのひとりひとりを判断するのである。〈知能〉は、昔の〈毛なり〉とおなじく、現代国家で権力の座につく資格となる。」

7. 以上のような結果から、上層階級=能力ある階級と下層階級=“低能な連中”との間のみぞは必然的に拡大した。有能な人々は、彼らの成功が、「みずからの能力、みずからの努力、およびみずからの疑いもない業績に対する当然のむくいだということを知っている。」彼らは確かに実力があるのだ。彼らのうちには、自己の重要性の意識から、支配下にある連中たちへの同情を失い、横柄な態度をとる者が出てきた。

一方、低能な連中は、自分が客観的に劣っていることを認めざるを得なかった。機会均等によって何度も機会が与えられているのに彼らはメリットを上げることができないのだ。彼らは、いい市民にも技術者にもなれない。というのは、「自尊心を失った人は内心の活力を失いやす」いからである。

しかし、このような事実にもかかわらず、社会は驚くほど安定していた。その「根本の理由は、階層化がメリットの原則にしたがっておこなわれ、それが社会のあらゆる層にひろくうけ入れられたからである。」「メリットによって世を支配することに、最下層の者も上にたつ者もともに同意したのであるから、選択方法のあげ足とりをするのが闇の山で、すべての者がともに支持している基準にけちをつけることはできなかつたのである。」

以上まとめたように、Young の描いた Meritocracy 社会とは、効率、生産性を第1として、才能ある人々の積極的養成と活用を行なう一方、メリットに応じた階層化とそれに応じた社会的価値配分を制度化した社会といえよう。そこにおける個人は、ばらばらな原子的存在であり、社会は、そのような諸個人を想定して、階層秩序を能力主義原理のもとに合理化するのである。

このように Young の Meritocracy の社会は形式合理性の徹底した社会だといえよう。とすれば、形式合理性に関する山之内の次の記述は、我々にとって示唆的である¹⁶⁾。

「近代社会における資本制的・官僚制的支配の歴史的起点は、人間の相互関係および人間の対自然関係という両局面において非人格化が進展し、そこにおいて形式合理性にもとづく数量化された計算の態度が浸透したこと、このことのうちにあったとされなくてはならない。かかる態度がひとたび社会的通念として受容されると、

人間もまた、他の自然素材たる綿花や石炭・鉄などと同様に、一個の自然素材であるかのごとく扱いうこととなる。もちろん、人間素材は意志をもった素材として他の資本財から区別されるのであるが、しかしこの人間素材は、自己の意志を官僚制的階層の上位者から伝えられる指令の形式合理的内容に従わせるように前提されているという意味で、やはり、自然科学的な性格を帯びた計算可能な素材なのである。」(傍点山之内)

形式合理性の支配する社会、それを自己に内面化した個人にとっては、おそらく能力主義原理は正当化される原理であろう。しかしそのような社会が人間の尊厳を失わせる社会となると見たのが、Youngであった。そしてこのことは、改めて個人と社会との関係の再考を促すものであると同時に、形式合理性を実質合理性の文脈においてとらえかえすことを要請する。それはまた、人間や事物をその固有の個性に即して実質的に評価してゆく社会関係の創出という文脈に、形式的合理性を関連づけることであろう。

B. 階層化と能力主義原理

(a)ところで、能力主義原理を社会的分業の視点からみた時、特に重要なのは、巨大組織の成立以降ますます増大する階層化体系(stratification system)であろう。そしてこの観点から能力主義原理を主張したのは、機能主義の立場であった。それを代表するのが、K. Davis and W. Moore の次の見解である¹⁸⁾。

1. どんな社会においても一定の地位は基本的、機能的に、他よりも重要であり、その遂行のためには特殊な技能を必要とする。

2. どんな社会においても、この地位にふさわしい技能を修得しうる才能をもつ人物は限られた人数のみである。

3. この地位に必要な才能をもつ人々が、その地位に到達するのにともなう訓練と犠牲を魅力的にするため、その地位は、社会にある善、威信、権力その他への特別な接近の形をとて、誘因的価値を持たなければならない。

4. この種の報酬への特別な接近は、結果として、制度化された社会的不平等をもつ。

5. 従って、社会的不平等は不可避であり機能上いかなる社会の維持にも重要である。

この見解は能力に応じる社会的価値配分という社会的不平等が、階層化の機能的見地からは決定的に重要であることを主張するものであった。しかし、この見解は、既存の社会的不平等を正当化するにすぎないという危険

性がある。階層化を認めるとしてもそれにともなう社会的価値を恣意的に配分していないかどうかの判断基準が必要となってくる。(→Rawls理論参照) なお、この見解においては、第1に階層化の質について、第2に個人が階層化制度へ市場制度を媒介として関係づけられているという側面については、問題とされていないことに注意しよう。

(b)一方、階層化の視点において、能力主義の問題を、個別主義(属性原理)から普遍主義(業績原理)への移行として考える見解がある。これは、T. Parsonsの見解である¹⁹⁾。この立場から能力主義を肯定的に論じたのが「脱工業化社会」を提起したD. Bellであった。彼によれば、「メリットクラシーは、社会的現実として1つの階層化原理を他の原理に置きかえる、すなわち属性の原理を業績の原理に置きかえたものにほかならない」と述べている。そしてBellの主張する「脱工業化社会」とは、「メリットクラシーの論理的発展であり、原則として教育された知能の優位性に立脚する新しい社会秩序の集成にはかならない」とされる²⁰⁾。

他方、これと類似した考え方と思われるのが、K. Manheimの把握である²¹⁾。それは堀尾がすでに指摘しているように、1. 「血統」の原理(貴族)→2. 「富」の原理(市民社会)→3. 「業績」の原理(現代民主主義一大衆国家段階)とされ、「能力の原理」が民主主義の原理としてとらえられている²²⁾。

以上のような見解は、(4)で述べたように形式合理性としての業績の原理の意義と限界という視点から再吟味されなくてはならない。

(c)さらに、「学歴主義」の弊害の視点から能力主義を肯定する立場がある。企業経営者・教育社会学者などにこの立場に立つものが多い²³⁾。1970年のOECD調査団による日本の教育診断の立場は、その典型である²⁴⁾。

「長期にわたる個人業績が人々を適切な職業・地位へと振分ける尺度とされ、また意欲のあるものは必要に応じて教育を受け、さらには能力の発達に応じてその地位もあがっていくといった社会(能力主義社会のこと一筆者注)が用意された制度にくらべれば、学歴主義は弹性を欠いた専制的な制度である。」

この立場は、学歴主義は不公正・非効率という意味合いで、能力主義は公正・効率という意味合いで用いられている。しかし、日本において今日では堀尾の言うように「学歴と能力の乖離への批判をとおして、しだいに前者が後者のインデックスとなりつつある²⁵⁾」といえよう。

さらに、能力主義の典型とされるアメリカでも「教育

過剰」問題から、学歴重視の傾向が広がり、今日「クレデンシャルズム」(credentialism)論²⁶⁾が登場している。それゆえ、学歴主義を教育や産業の合理化のもたらす官僚制の產物としてとらえる天野郁夫の見解²⁷⁾もある。その場合、官僚制のもたらす弊害が念頭におかれている。また、Dore の「後発効果」の見解もこれと同じと考えられる。すなわち、後発国は、工業化を急激に達成するために、「学校教育にパッケージ化された知識や技術を輸入」してその担い手（人材）を養成しなければならない。²⁸⁾この時、学歴はそのパッケージ化された知識の量を反映しているので重視されることになる。

C. 個人の能力の決定要因

M. Young の Meritocracy 論においては、個人の能力（メリット）を、IQ+努力で測定することによって、個人の遺伝的要因と、努力という個人的責任に帰すべき要因を強調したのであった。そこでは、財産・文化・階級的地位などの社会的要因の影響はほとんどないのであった。（Young は、この要因が効率至上主義の社会制度の整備によって無視しうるほどにまでなったという仮定をしている。）

しかし現実はどうであろうか。現実において個人の能力の決定要因が何であるのかを実証的に研究し仮説を提起したのが、S. Bowles & H. Gintis, P. Bourdieu や、B. Bernstein および C. Jencks などであった。

(a) Bowles & Gintis の見解²⁹⁾

Bowles & Gintis は、アメリカの社会原理である能力主義原理が、効率・公正原則として理念的に掲げられていても、現実においては資本主義的分業体制にもとづく階級構造に規定されて、既存の階級再生産機能を果しているにすぎないことを次のように指摘する。

「アメリカ教育の外見上客観的・能力主義的な選抜と報酬の体系は、効率・合理性および公正という何か抽象的な概念に対応しているのではなく、経済的不平等と不平等な労働の役割の円滑な配置との正当化に対応している。あらゆる社会は、いく人かの優秀な個人に報酬を与えるなければならないし与えるだろう。しかし、社会がどっちの人々に、どんなふうに、どの程度、そしてどんな社会的プロセスを通して与えるのかは、いかに経済的生活が組織されているかに決定的にもとづいている。知的業績がアメリカの学校やカレッジにおいて与えられる略奪的・競争的および人格破壊の方法は、創造的合理性でなく、非合理的搾取的かつ非民主的システムを正当化するため、特權階級が必要とするものである。³⁰⁾」

従って彼らによれば、既存の階級構造が再生産され正

当化されるメカニズムとして能力主義の教育制度が位置づけられる。

「学校での経験は……昇進や報酬は公正に分配されているのだという人々の信念を強化するのに役立っている。こうして学歴と卒業後の職業的成功との緊密な結びつきは、能力主義の衣をまとってあらわれ、階級制度の世代から世代への再生産のメカニズムをおおいにかくしてしまう。³¹⁾」

「進級や選抜は学力の優秀さによるべきだという原則は、たんに社会的分業の再生産の過程を正当化するだけではない。それは同時に若者たちを外的な報酬のために働くよう社会化し、また資本主義経済のもとでの疎外された労働に適した動機の構造を発生させる過程の基本的な一部となっている。³²⁾」

ここで、彼らの再生産のメカニズムの仮説は、Bowlesによれば次のようなものである³³⁾。

「生産の階級的構造に基づく社会的分業は、明確な形で階級的な下位文化を生み出す。そして各下位文化に特徴的な価値やパーソナリティ特性・期待は、階級による家族内での社会化の違いを通じて、世代から世代へと伝達される。さらにそうした出身階級の違いに応じて子供たちが受けける学校教育の種類や年数の違いがそれを補完する役割を果たす。また、学校にみられるこうした階級的差異は上流階級の人々が、学校・財政・生徒の評価教育目標などの基本的原則を支配する力を握っていることによって維持されているのだ。」

以上のように Bowles & Gintis は、能力主義原理が、現実においては既存の社会的分業の社会的再生産を帰結している事実を隠蔽するイデオロギーとして働いていることを指摘した。Young の Meritocracy 論が、階級的な制約がなくなり、既存の階級構成にかわって、あらゆる階級に属する能力ある人々が実権を握るべく競争すると想定しているのに対して、Bowles & Gintis は、既存の社会的分業体制にもとづく社会的階級構造が個人（の能力）に対して決定的影響力を及ぼしているために、実際には既存の階級が再生産されることになっている現実を実証研究を通して主張したのである。しかし、あまりにこの要因を重視しすぎることは、階級決定論になるのではないかと思われる。

(b) Bourdieu および Bernstein の見解

Bourdieu および Bernstein は、文化と教育が階級構造の社会的再生産の手段としてはたらいていることを実証的に研究して仮説を提起した。

Bourdieu は、階級的優位者が、メリットクラディックな教育システムをどのように通過するかを実証的にあき

らかにした³⁴⁾。彼によれば、物質的財産の直接的遺産という古いシステムから、現在は文化的財産の直接的（伝達）遺産と投資を通じて、間接的に物質的遺産へ至るシステムにかわってきたという。彼はこの事態を説明するために「文化的資本」という概念を提起している。

一方、Bernstein³⁵⁾は、「社会階級の源は、発生学的な遺伝子によってではなく、社会階級それ自身が作り出したコミュニケーション・コードを通じて次の世代へと伝えられる」とする。彼は、労働者階級の言語コードと中産階級のそれを区別して前者を「制限コード」後者を「精密コード」とよんだ。

制限コードでは、「一般に彼らに共通した暗黙の意味づけとか期待とか前提があって、その上に社会生活が営まれている。……そこでは話し手は、聴き手の方で彼の意図を察してくれるものと考えられているので、自分の話す内容を精密にしたり明確にして特定化するだけの自発性が養われない。³⁶⁾」

精密コードでは、「『私たちは』といった表現よりも、むしろ『私は』といった表現の方が重視される。また多少あいまいでも聴き手にわかるだろうといった期待をもつことが少ないので、どうしても話し手は、表現方法を選び、さまざまな単語を使わなければならなくなる。³⁷⁾」

ところが、学校はどうしても普遍的な次元の意味を伝達し発達させることを要求する。そのことは、労働者階級の子どもの社会言語コード（制限コード）が学校での伝達形式と異なっているので不利になることを意味する。こうして、言語社会学的アプローチから教育制度の中で働くメカニズムを分析する枠組を示したのであった。

(c) C. Jencks の見解³⁸⁾

Jencksは、能力主義原理が前提としている「機会の均等」の達成が、運その他の偶発的要因のために不可能であるとする。

かつて、J. Colemanは、教育制度において、「機会の平等」を「平等によく整った学校に対する平等な接近（イン・プット）」から、「標準化された成績に基づく平等な成績（結果の平等）」へと再定義し、焦点を「平等の学校から平等の学生」³⁹⁾に移した。しかしJencksは、学校教育による結果の平等は、経済的平等をもたらさないとして次のように述べている。

「経済的な成功は、運・不運や職場における能力によって決まるものであって、これらと家庭的背景、あるいは学校教育、さらには標準テストの成績との関連は、単に中程度（moderate）のものにすぎない。実力とは何ぞやということは、職業によってそれぞれ違うだろうが、多くの場合、技術的な能力よりもパーソナリティに左右

されるほうが多いように思われる。こう考えると人間の能力を平等化しようとする方策は想像するさえ困難となってくる。ましてや、運・不運を平等化しようということになれば、その方策は一層考えにくい。⁴⁰⁾」

こうして Jencks は、Coleman の主張した学校教育における結果の平等（それは「機会の平等」のコロラリーとして考えられている。）ではなく、社会的経済的側面における結果の平等を主張した。そのための制度的保障として、「保険制度」と「所得分配制度」を提起し、前者において運・不運の影響を緩和し、後者において「職業上の成功が生活水準に直結するというしくみを打破する」ことを求めた⁴¹⁾。

Jencks が人間社会における運の要素・偶然性の要素の重要性を指摘したことは、個人存在の不確定性を改めて認識させる点で注目に値する。

Young から Jencks の論を通じて理論的整理をおこなうならば、個人の能力の決定要因という視点から以下のようにまとめられるであろう。

個人の能力は④遺伝的素質（生来の才能）、と⑤努力、ばかりでなく⑥社会的規定要因（家族の財産、地位など）や⑦文化的規定要因、さらに⑧運・偶然性、などが、相互に影響しあって決定される。Young は、④と⑤が能力を決定する社会を Meritocracy として把握している。他方、Bowles & Gintis は、資本主義的分業体制にもとづいて規定された個人においては、⑥と⑦が支配的で④と⑤を圧倒していることを指摘したといえよう。さらに Jencks は、⑧の要素を指摘した。

素質と努力のみの重視は、生物学的または人種的決定論や努力還元論ともいべき見解になりがちである。一方、社会的文化的規定要因のみの重視もまた、それによる決定論的見解を導きやすい。従って、素質、努力と社会的文化的要因に、偶然性をも視野に含めた社会構成原理が求められる。それと同時に、そのような視点から、教育の果たす役割の意義と限界とは何なのか、教育可能性とは何なのか、を再考する必要があろう。

D. 市場制度と教育制度

しかし、問題はさらにその先にあるように思われる。それは、能力が市場制度において商品という形態規定をうけて社会的分業と関係づけられていること、能力の評価が、「市場化可能な生産物を創り出す活動について行われている⁴²⁾」という問題である。

市場が社会を包接した段階=市場社会においては、自然（土地）や人間という非商品経済的存在をも商品経済へとまきこまれる。そこでは、「商品交換というひとつ

の外的形式の普遍化をとおして、『生産』が『消費』と分離・連結され、『生産』行程では商品というアウトプットを生産するために必要なインプットのすべてが商品と⁴³⁾なるのである。

教育（の成果）もまた市場社会にあっては商品化されることになる。

ここで問題とすべきは、市場制度とそれに適合的な企業組織が個人を市場志向的なパーソナリティに形成して「量的測定や私的占有の困難な生産物にまつわる活動を等閑視⁴⁴⁾」させる傾向をもつことすなわち実質合理性を喪失させることである。それは、自然環境の汚染や都市環境の荒廃にもあらわれているといえよう。

市場制度が、個人の私的排他性に適合的であるということは、改めて個人の共同性=連帶性への注意を促す。それは、教育において「社会的共同事業としての教育⁴⁵⁾」を、市場制度との緊張関係のもとにいかに構築するかという問題である。特に教育において、偏差値信仰ともいいうべき現象が発生している現在この視点からの吟味が求められる。

III. Rawls の正義論

Rawls の正義論を検討する視点は次のところにある。

(1) II章で整理した、個人の素質・努力と社会的文化的要因および偶然性を視野におさめて、社会階層構造にともなう社会的経済的不平等の恣意性を排除する原理を提示していること。その原理が能力主義原理を超えるものであると、考えられること。

(2)個人の私的排他性、そこに含まれている個体的能力の開花の契機を前提として、個人の共同性=連帶性を可能にする判断枠組を提起していること。

(3)社会が個人の個別性と複数性からなることを自覚し、それを社会的に保障する制度構想を提起していること。そこにおいて、市場制度の前提となる共同的秩序を確立しようとしていること。

A. Rawls の正義論の基本的考え方⁴⁶⁾

Rawls の正義論の基本的発想を私なりにまとめれば、次のようになろう。

1. 各人が自然の分配（生来的な素質）や社会的環境において誕生の時から異なるのは事実である。正義に適ったりもとったりするのは、制度がこれらを処理するやり方である。

2. われわれは、社会の基本構造を正義に適ったものにしなければならない。だから個々人のもつ自然的社會

的偶然性が、恣意的に利用されないようにして、それらを社会の共通の便益になるように利用したい。

3. このためには、①自然的社会的偶然性の結果によってだれも有利にも不利にもならない状況（すなわち原初状態）を純粹に仮説的につくっておいて、②その状況で選択される正義の諸原理を導き出しておきたい。そうすれば個々人は、原初状態と正義の諸原理にもとづいて社会の基本構造に関する問題を判断できる。

4. ⑦原初状態という純粹な仮説的状況は以下のようない本質的特徴をもつ。

「誰も社会の中での自分の位置や階級上の地位あるいは社会的身分を知らないばかりでなく、生來の資産や能力、知性、体力その他の分配における自分の運も知らないということである。そして当事者は自らの善の概念あるいは自分の特異な心的性向を知らない」（この状態を「無知のヴェール」とよぶ⁴⁷⁾）

④そして、このような原初状態で合意される正義の諸原理とは、次の二原理である⁴⁸⁾。

第1原理：基本的自由の平等、すなわち「各人は、全ての人の同様な自由の体系と両立する平等な基本的自由の全体体系を最大限度までもつ平等な権利を有すべきである」

第2原理：社会的経済的不平等は、最も恵まれない人の便益を最大化し（=格差原理）公正な機会の均等という条件の下で（=公正な機会均等）全ての人に開かれている職務や地位に付随すること。

そして、第一原理は第二原理に優先すること。

5. Rawls の正義の二原理のうち最大の特徴は、格差原理である⁴⁹⁾。この原理は、「富や所得におけるすべての格差、すべての社会的および経済的不平等は、最も恵まれていない人々の利益のために作用すべきである」とする原理である。Rawls によればこの原理は、①効率の原理をみたしかつ②補償原理（principles of redress）、③互恵（reciprocity）、④博愛（fraternity）をあらわす原理であるとする。

補償原理は、「不当な不平等は補償を必要とするという原理」である。従ってこの原理は「偶然性の偏りを平等の方向に正す」。そして、「全ての人々を平等に取り扱う、つまり機会の純粹な均等を定律するためには、社会は生まれながらにしてもつ資産のより少ない人々やより恵まれない社会的地位に生まれた人々に、より多く注意を向けなければならない」とする原理である。

互恵は、相互便益を意味する。この点、より有利な立場にある人々は、「誰もあらかじめ権利をもっていなかつた有利性によって自分たちは既に補償されているとみ

なす」ので最も不利な立場にある人々の利益を最大化することが求められる。

博愛が格差原理と関連するのは、「暮し向きのあまりよくない他の人々の便益にならないとすれば、より大きな有利性をもちたいとは思わない」という観念」を格差原理は示しているからである。

そして、この格差原理と公正な機会の均等とが結びついたとき、公正な機会均等という単一原理を採用した場合に生じる難点を克服した、「民主的平等」の解釈ができるのである。というのは、公正な機会均等は、「同じ水準の才能をもち、それを使おうとする同じ意欲をもつ人々は、社会システムにおける初期の位置にかかわらず同じ成功の見通しをもつべき」だとする原理であるが、それだけでは、社会的偶然性の除去という実現不可能な課題と自然的分配の偶然性にあまりにも委ねすぎるという結果（＝能力主義原理のもつ問題性の1つはここにあった。⁵⁰⁾）を導いていたからである。

6. Rawls が社会制度に求めている必要条件は、①公正としての正義を第1として②効率性、③調整、④安定性である⁵¹⁾。

公正としての正義とは次のようなものである。「基本的な権利と義務の割り当てに際して、人々相互の間に恣意的な区別がなされていず、ルールが社会生活の有利性に対する競争する要求間の適正なバランスを決定している時、制度は正義であるということに、なお合意することができる。」

他の3つは、基礎的な社会問題として以下のように説明される。

「個々人の計画は、彼らの活動が相互に両立し、だれの合法的期待をもひどい失望に終わらせることなく、それら全てが成就されうるように相互に適合させが必要である。」（調整）

「これらの計画の遂行によって、効率的で正義と両立する方法で社会の目的が達成されるようになっているのでなければならない。」（効率性）

「最終的には、社会的協働の図は安定していかなければならない。」（安定性）

以上のように、社会が個人の個別性と複数性とからなることを自覚して個人の存在を認めるということを第1として、基礎的な社会問題（効率性、調整、安定性）を考えていることは、実質合理性の文脈に形式合理性を位置づけている点で注目される。

7. 社会の基本構造が正義の二原理をみたしているとき、背景となる条件が公正となるので、そのときはじめて、そこから先は、人々の協働の体系を「純粹な手続上

の正義」に委ねることができる⁵²⁾。「純粹な手続上の正義」とは、「正しい結果についての独立した規準がない時」、「手続が適切に守られてさえいれば、結果がどうであれ、その結果が正しいあるいは公正であるような、正しいあるいは公正な手続」のことである。個人の分配上の取り分の問題は、この手続に従うが、それは公正である諸条件の下で公正な手続を定めてかつ公正に実行された時にのみ、正しい結果が保証される。この場合、各人の分配上の取り分の正しさは、それを生み出す協働の図式の正義と協働の図式に携わる個々人の要求に応えることに根拠をもつことになる。

8. 社会制度論として具体化していえば、政治・立法制度が正義の二原理にもとづいて平等な市民権、機会の公正な均等、ソシアルミニマムを保証することによって、社会の基本構造を正義に適ったものとすること、その政治・立法制度の開きの中で、社会的経済的過程が、純粹な手續上の正義に委ねられる⁵³⁾。政治・立法制度は、1. 配分部門、2. 安定部門、3. 移転部門、4. 分配部門にわけられる。

一方、Rawls は市場に対して、「それが必要な背景となる制度が確実に与えられれば」効率性の利点を生かした正義にかなう体系となるとする。Rawls は「純粹な手續上の正義」として処理するものは市場であると考えているのである。ただし、Rawls は、正義に適う理想的な私的所有体系および社会主義体系とそれらの歴史的形態を区別し、後者については言明を避けている⁵⁴⁾。

B. Rawls の正義論と教育制度

Rawls の正義の二原理は、社会をすべて市場原理（そこでは個人は私的排他性をもつと仮定されている）に委ねるのではなく、市場原理の背景となる社会の基本構造を正義に適ったものとすることによって社会的共同性＝連帯性の秩序を確立し、市場や貨幣・商品関係に内在する矛盾を自覺的にコントロールしていく社会制度を構築する理論的枠組を示したという意味で評価できる。

その際に正義の二原理あるいは原初状態は次のよう役割を果たす。1. 様々な立場や境遇に置かれた人々に、既存の欲求や利益には左右されないで既存の社会システムを評価する基準を与えること。2. 人がこの世に生を受けた以上、生來の才能の分配や社会的制度の矛盾や偶然性を恣意的なものとすることなく、その人が自己の存在に価値があり自己の合理的人生を生きるに値するものとして保障する社会の構成基準を与えること。3. 各人の自律性を促すとともに社会的存在としての自覚を与えること。

しかし、Rawls の正義論の問題点は、理論と現実を架橋する観点がないことであろう⁵⁵⁾。それは理想的市場制度とその歴史的形態とを区別し後者においては言明を避けている点からもあきらかである。われわれは現実社会の中に社会的共同性＝連帯性を確立し、市場制度をコントロールすることを可能とする実在＝実体的・社会的関係を創出しなければならない。その点で例えばユーゴの自主管理の試みは注目に値する⁵⁶⁾。

教育制度論にひきつけて言えば、Rawls の理論的枠組を参照しつつ、現実の教育制度が市場原理に支配されることなく、社会の共同性＝連帯性を確立する制度形態および人間関係の諸形態を模索すること、そのような文脈の中で、教育の独自な役割を究明することであろう。

(指導教官 牧柾名教授)

注

- 1) 人的資本論および教育投資論については以下の文献参照。
 ① T.W. シュルツ、清水義弘・金子元久訳『教育の経済価値』日本経済新報社、1981〔新版〕
 ② G.S. ベッカー、佐野陽子訳『人的資本論――教育を中心とした理論的・経験的分析』東洋経済新報社、1976.
 ③ 三輪定宣「教育投資論とその欺瞞性」森田俊男編『帝国主義と独占資本の教育イデオロギー』双書国民教育運動 1. 明治図書、1970.
 - 2) ①堀尾輝久・兼子仁『教育と人権』岩波書店、1977 p.340～5. または②堀尾輝久『現代日本の教育思想——学習権の思想と「能力主義」批判の視座——』青木書店、1979, p.173～4.
 - 3) 清水義弘『現代日本の教育』東大出版会、1968, p.98.
 - 4) この立場に立つ理論的業績として次の文献参照。
 ①黒崎勲「学校制度の分化と能力に応ずる教育」岩波講座『子どもの発達と教育7』岩波書店、1979.
 ②黒崎勲「教育と不平等問題」I・II 東大教育学部教育行政研究室紀要第2号(1981)第3号(1982)
 - 5) 教育制度検討委員会・梅根悟編『日本の教育改革を求めて』勁草書房、1974. p.80～
 - 6) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971. p.256～257.
 - 7) R.P. ドーア、松居弘道訳『学歴社会—新しい文明病』岩波現代選書、1978, p.249.
 - 8) 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、1969, p.57～58.
 - 9) 前掲 8) 文献, p.205～206.
 - 10) 堀尾輝久「教育の私事性について」『教育』1961.
 - 11) 持田栄一『教育権の理論——教育行政の教育学への展望』東大教育学部紀要第13, 卷 1973.
 - 12) 以上は、私が目にした限りのものである。
 - 13) M. Young: The Rise of Meritocracy 1958. 伊藤慎一訳『メリットクラシーの法則』至誠堂、1965.
 - 14) R.W. Burchfield: A Supplement to the Oxford English Dictionary, 1976 volume 1 p.897.
 - 15) 山之内靖によればウェーバーの形式合理性と実質合理性の定義は次のようにある。「一つの経済行為は、すべて合理的な経済に固有な『事前の配慮』が量的に、つまり『計算可能』な熟慮というかたちで表示されえ、またじっさいにそ
- のように表示される度合いが高ければ高いほど、形式的に『合理的』と呼ばれるべきである。……この概念は……少なくとも貨幣という形態が最高の形式的な計算可能性を示す……という意味で一義的である」。
- これに対して「実質合理性という概念はまったく多義的である」。これは、「倫理的・政治的・功利主義的・快楽主義的・身分的・平等主義的等々、その他なんらかの請求」を設定しこれとの関連において経済行為の結果「価値合理的ないし実質的に目的合理的な尺度で評価する」立場のことを指している。この意味において合理的な価値尺度は、しかし「原理上無限に多く存在」しうる。「たとえばそれ自体一義的とはいえない社会主義的および共産主義的な価値尺度には、常になんらかの度合いにおいて倫理的および平等主義的な価値尺度がふくまれている。」(p.176より重引)
 山之内靖『現代社会の歴史的位相——疎外論の再構成をめざして』日本評論社、1982,
 今日、形式合理性の進行が、官僚制、労働疎外を生ぜしめ、教育においては、偏差値信仰をもたらしているといえよう。
- 山之内は、形式合理性に一面化された人間の価値意識をパーソンズの言葉をかりて「道具的能動主義」となづけて、それが西欧近代の原ロゴスであり、疎外の根本原因であるとしている。そして実質合理性を回復するために山之内は次のような視点を設定している。
 「われわれの社会の秩序がそこをめぐて回転している正当性の規準を再吟味し、集合体の中における個人のありようを新たな公共性概念の形成を通して位置づけ直すものであらねばならない。」(山之内同上序文 p.xiii)
 筆者は能力主義原理は、形式合理性を社会および個人に適用したものと考えている。従ってそれを実質合理性の見地から吟味する必要があると考えている。Rawlsの理論はその1つの重要な試みといえよう。
- 16) 以下は M. Young の著作物 前掲13) 文献の要約。
 - 17) 前掲注15) 文献 p.123～4.
 - 18) K. Davis & W. Moore "Some Principle of Stratification", The American Sociological Review, Vol. 10, No. 2, August 1945, p.242～249.
 - 19) T. Parsons の諸著作物参照。
 - 20) D. Bell: 内田忠夫他訳『脱工業社会の到来』ダイヤモンド社(下) 1975, p.506.
 - 21) K. Manheim: Man and Society in an age of Reconstruction 杉之原寿一訳『変革期における人間と社会』マソハイム著作集第5巻、潮出版社、1976, p.79～82.
 - 22) 堀尾前掲注 6) 文献, p.237.
 - 23) 例えは①清水義弘『現代教育の課題』東大出版会、1977. p.160～163.
 ②日経連広報部『能力主義管理《その理論と実践》』1969, p.19, p.45.
 ③日経調編『新しい産業社会における人間形成』東洋経済新報社、1972, p.27～28.
 - 24) OECD 教育調査団 深代博郎訳『日本の教育政策』朝日新聞社、1972, p.92～93.
 - 25) 堀尾前掲注 2) 文献, p.271.
 - 26) 例えは R. Collins: The Credential Society, Academic Press 1979.
 - 27) 天野郁夫『教育と選抜』教育学大全集 5 第1法規、1982.
 - 28) 前掲注 7) 文献, p.104.
 - 29) ①S. Bowles & H. Gintis: Schooling in Capitalist America, Basic Books 1976.
 ②S. Bowles『教育の不平等と社会的分業の再生産』(1971) J.カラベル、H.ハルゼー編、潮木守一他編訳『教育と社会』

- 会変動』上, 東大出版会, 1980所収。
- ③S. Bowles & H. Gintis 「アメリカ階級構造におけるIQ」 青木昌彦編著『ラディカル・エコノミックス』中央公論社, 1973.
- 30) 前掲注29) ①文献, p.108.
- 31) 前掲注29) ②文献, p.197.
- 32) 同上, p.182.
- 33) 同上, p.176.
- 34) ①P. Bourdieu et J.C. Passeron: *La Reproduction, munit 1970. trans. by R. Nice: Reproduction* Sage 1977.
②宮島喬「フランス社会学の現代的動向」『思想』1974, 2月号。
- 35) ①B. Bernstein: *class, codes and control, volume 1~3.*
②B. Bernstein 「階級と教育方法一目に見える教育方法と目に見えない教育方法」1975, 前掲注29) ②の編著に所収。
③B. Bernstein 「社会階級・言語・社会化」1973, 同上所収。
- 36) J. カラペル, A. H. ハルゼー「教育社会学のパラダイム展開」同上所収, p.77.
- 37) 同上, p.77~78.
- 38) C. Jencks, et al.: *Inequality*, Basic Books 1972.
橋爪貞雄・高木正太郎『不平等』黎明書房, 1978.
- 39) これについては, D. Bell 前掲注20) 文献, p.572, および黒崎前掲注4) ②文献I, p.9~12.
- 40) 前掲注38) 文献, p.19~20.
- 41) 同上, p.182.
- 42) 西部邁『ソシオエコノミックス』中央公論社, 1975, p.58.
- 43) 玉野井芳郎「マルクスとボランニーに関する省察」『思想』1982, 7月号, p.7.
- 44) 前掲注42) 文献, p.58.
- 45) 牧征名『教育権』新日本新書, 1971, p.14.
- 46) ①J. Rawls: *A Theory of Justice*, Harvard 1971, 矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店, 1979.
②J. Rawls 田中成明訳『公正としての正義』木鐸社, 1979, なお黒崎前掲注4) ②I 文献参照のこと。
- 47) Rawls 前掲注46) ①文献, p.9.
- 48) 同上, p.47, p.232参照のこと。
- 49) 同上, §13 民主的平等と格差原理および前掲注46) ②Ⅲ「分配における正義」Ⅳ「分配における正義—補遺」参照のこと。
- 50) Rawls の Meritocracy の把握については, 前掲注46) ①文献, p.81, 同②文献, p.178~9. Rawls の格差原理が Young の Meritocracy 概念に対する自覚的対峙から出てきたことに注意。
- 51) 前掲注46) ①文献, p.5.
- 52) 同上, §14参照。
- 53) 同上, 第5章 特に§41, 42, 43, 47参照。
- 54) 前掲注46) ①文献邦訳, p.213.
- 55) 熊谷尚夫「新古典派の定型的理論打破の試み」『季刊現代経済』10, 1973, p.206.
- 56) 小山洋司「ユーゴスラヴィアにおける自主管理利益共同体(SIZ)の理念と現実——とくに教育分野の場合——」『高知論叢』第12号など参照のこと。